

太田市立小・中・義務教育学校における適正規模及び適正配置に関する基本方針【概要版】

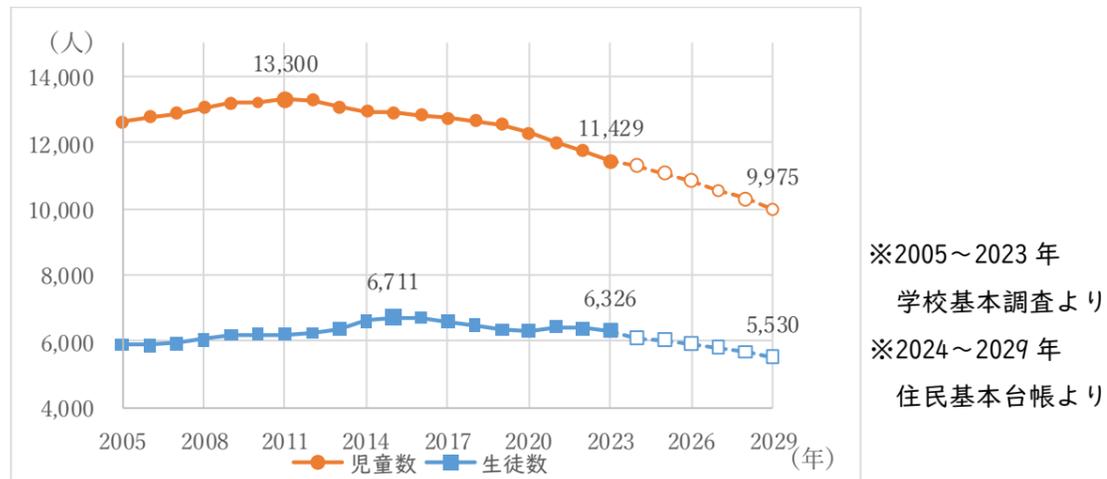
1 はじめに（本方針策定の背景）

太田市（以下「本市」という。）では、ゆるやかではありますが、児童生徒数の減少が続くと予想され、学校の小規模化が見込まれています。

令和4年7月に「太田市学校適正規模及び適正配置審議会」を設置し、本市立小・中・義務教育学校の適正規模と適正配置のガイドラインについて本市教育委員会から諮問しました。計7回審議会が開催され、令和5年5月に答申を受けました。この答申を踏まえ、「教育環境を整備し、質の高い教育を維持継続」できるよう、本方針を定めました。

なお、本基本方針は、学校の再編について具体的な計画を示すものではなく、長期的視野をもって、事前に学校規模と学校配置の適正化に関する基準を設けることを目的としています。

（1）本市の公立小・中・義務教育学校の児童生徒数の推移と推計



2 本市における望ましい学校規模と学校配置

本市の児童生徒数の動向や国が示す標準を踏まえ、以下のとおり定めます。

（1）小学校

望ましい学校規模	・12～24学級（ <u>適正規模</u> ） （6～11学級、25～30学級も許容範囲とする） ・全児童数120人を超える程度
望ましい通学時間	・おおむね50分以内（スクールバス通学を含む）

（2）中学校

注 学校の現状を考慮し、今後の児童生徒数や学級数の推移を注視する規模として許容できる範囲を定めました。

望ましい学校規模	・9～18学級（ <u>適正規模</u> ） （6～8学級、19～24学級も許容範囲とする）
望ましい通学時間	・おおむね30分以内（原則自転車通学）

（3）義務教育学校

望ましい学校規模	・18～27学級（ <u>適正規模</u> ） （28～30学級も許容範囲とする）
望ましい通学時間	・前期課程：おおむね50分以内（スクールバス通学を含む） ・後期課程：おおむね30分以内（原則自転車通学）

※特別支援学級は、学級編制の基準が異なるため、学校規模における学級数・児童数には含みません。

3 本市の学校規模と学校配置の現状・予測

（1）本市の学校配置の状況（通学距離）

小学校	おおむね4キロメートル以内の範囲
中学校・義務教育学校	おおむね6キロメートル以内の範囲

（2）本市の学校規模の推移

小学校・義務教育学校（前期課程）数	許容範囲（下限）	適正規模	許容範囲（上限）
令和5年度	2校	22校	1校
令和11年度（想定）	2校	22校	1校

令和11年度まで、すべての小学校・義務教育学校（前期課程）が望ましい学校規模の範囲に収まる見込みです。また、児童数もすべての学校において120人以上を維持する見込みです。

中学校・義務教育学校（後期課程）数	許容範囲（下限）	適正規模	許容範囲（上限）
令和5年度	2校	12校	2校
令和11年度（想定）	4校	10校	2校

令和11年度まで、すべての中学校・義務教育学校（後期課程）が望ましい学校規模の範囲に収まる見込みです。

4 学校規模の適正化の方法

今後、望ましい学校規模から外れる場合は、適正化に向けて以下のような検討が必要です。

- （1）児童生徒数推移の注視を続ける
- （2）通学区域の弾力化
- （3）通学区域の見直し
- （4）学校の統廃合

学校規模と学校配置の検討は長期に及ぶものです。よって、本市の出生数から推計して、許容範囲を外れる見込みとなった場合は、本市教育委員会で方策の検討を開始し、許容範囲を外れる見込みとなる年度のおおよそ5年前から、該当する地区で地区委員会を立ち上げる等、検討準備を開始します。

5 適正化の実施にあたって配慮すべき事項

学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域の核としての性格を有しており、防災拠点や交流の場等、様々な機能を併せ持っています。そのため、地域の事情等に十分配慮して対応を検討する必要があります。

6 見直しについて

基本方針については、児童生徒数の動向、教育環境の変化、国の教育制度の変更、社会情勢の変化を踏まえながら、必要に応じて検証し見直すものとします。